

競馬法の一部を改正する法律案要綱

第一 地方競馬全国協会の行う業務に必要な資金の確保措置の延長

一 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務等に必要な経費の財源に充てるため、農林水産大臣の承認を受けた金額を畜産振興勘定から競馬活性化勘定に繰り入れることができる措置の期限を五年間延長すること。

二 地方競馬全国協会が行う競馬活性化計画に基づく事業に対する補助業務、競走馬生産振興業務等に必要な経費の財源に充てるため、日本中央競馬会が特別振興資金から農林水産大臣の定める金額を地方競馬全国協会に交付する措置の期限を五年間延長すること。

(附則第八条関係)

第二 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)